

平成24年10月5日(金)

# 各主体の役割

主体	事務局の考え方	事例など
市民	<p>■市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、情報収集を行い、積極的に基礎的コミュニティの活動および市民公益活動などに参加するよう努めるものとする。</p> <p>■事業者および大学は、地域社会を構成する市民の一員として、協働に関する理解を深めるとともに、自発的に協働によるまちづくりの推進に努める。</p> <p>地域の課題は誰かが解決すればよいという考えを持つのではなく、市民一人ひとりがまちに関心を持ち、自らができることを考え、行動することが重要です。また、事業者および大学も地域社会を構成する一員として、地域貢献活動を主体的・間接的に行うよう努めなければなりません。</p>	<p>▼市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するよう努めるものとする。</p> <p>▼市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>(田原市市民協働まちづくり条例)</p> <p>○情報の収集○地域活動への参加○市民活動・社会貢献活動への参加○地域の中の組織づくり○住民同士の交流○地域の課題解決</p> <p>(草津市協働のまちづくり指針)</p>
まちづくり協議会	<p>■まちづくり協議会は、地域住民組織の代表として、地域の意見・要望を把握し、地域課題の解決に向けて、計画的に取り組むものとする。</p> <p>■まちづくり協議会は、対象区域における市民の参加機会の確保、およびその組織にあっては、民主的な運営がなされるよう努めるものとする。</p> <p>■まちづくり協議会は、まちづくりの各主体と連携・協力し、協働のまちづくりを推進するよう努めるものとする。</p> <p>かねてより各学区・地区には、多種多様な活動団体が存在しており、それぞれの組織がそれぞれの目標に沿って活動しています。まちづくり協議会はこれらの団体を包括する地域住民組織の代表となることから、住民の意見を吸い上げる機能を有し、地域の課題を解決できる組織である必要があります。さらに、地域を代表する組織であることから、まちづくり協議会の運営は、住民に開かれたものであり、相当の透明性が確保されていなければなりません。また、まちづくり協議会には市などと連携・協力し、地域の思いを形にしている役割が期待されています。</p>	<p>▼地域振興会は、地域住民組織の代表として、地域の意見、要望を把握し、地域課題の解決や地域に合ったまちづくりの実現に向けて自主的に活動を行うとともに、市との連絡調整の役割を担うものとする。</p> <p>▼地域振興会は、自らの役割及び活動に関し地域住民の意識の高揚を図り、継続性のある運営を行うとともに、事業の実施に当たっては、地域振興会内の合意を得、地域住民の総意に基づいて取り組むことを基本とする。</p> <p>(射水市協働のまちづくり推進条例)</p> <p>▼地域住民が望む地域づくりの姿を定め、その姿の実現のために解決すべき課題を包括的に捉え、解決に向けた活動を推進し、地域のまちづくりを包括します。▼行政との「パートナーシップ」型の住民自治により、身近な行政サービスは地域住民自らが行います。▼行政との協働のまちづくりに関し、協議・連携し必要な取り組みを行い、住民と行政の協働のまちづくりを推進します。▼「運営における補助制度」により交付された補助金(又は交付金)の用途の決定と執行管理を行います。</p> <p>(草津市協働のまちづくり行動計画)</p>
基礎的コミュニティ	<p>■基礎的コミュニティは、地域の絆を深め、身近な地域課題の解決に努めるものとする。</p> <p>地方分権の時代にあっては、自助、共助、公助の考え方により、地域のことはまず地域で解決していくということが必要になります。そのためには、基礎的コミュニティには日ごろから住民同士の絆を深め、顔が見える関係を作り、地域課題の解決に取り組んでいただくことが重要になります。</p>	<p>▼地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。</p> <p>(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例)</p> <p>▼地縁による団体は、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題解決に向けて計画的に取り組み、安心、安全で住み良い地域づくりに努めるものとする。▼地縁による団体は、様々なまちづくりの主体と交流し、及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(富里市協働のまちづくり条例)</p>

<p>市民公益活動団体</p>	<p>■市民公益活動団体は、自らの活動の社会的意義と責任を自覚し、市民にその活動への参加と理解を促すよう努めるものとする。 ■市民公益活動団体は、まちづくりの各主体と交流・連携し、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>市民公益活動団体は、社会貢献活動に対する市民意識の醸成を図るため、または団体自身が市民からの信頼を得るために、自らの活動を広く周知するよう努めなければなりません。 また、市民公益活動を活性化するためには、団体間のネットワークを構築し、まちづくりを行う各主体と交流・連携し、事業を行うよう努めなければなりません。</p>	<p>▼市民団体は、市民、事業者及び市との協働を図り、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。▼市民団体は、地域社会の一員としてその活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、市民の参加又は参画が得られるよう努めるものとする。▼市民団体は、協働によるまちづくりの推進のため、財政基盤を整えるよう努めるものとする。▼前3項の市民団体の役割は、強制されるものではなく、市民団体の自発性に基づくものでなければならない。 (大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例)</p> <p>▼市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。 (田原市市民協働まちづくり条例)</p> <p>○ネットワークの構築と情報共有○専門性と組織力の向上 (草津市市民協働推進計画)</p>
<p>中間支援組織</p>	<p>■中間支援組織は、まちづくりの各主体への情報提供、および人材・組織の育成などに努めるものとする。 ■中間支援組織は、まちづくりの各主体間のコーディネートを行い、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>各主体が抱える課題を解決するため、中間支援組織が持つネットワークや情報を生かし、組織のマネジメント、情報・資源の提供、人材育成を行うほか、その存在の中立性から、主体間で協働して事業を行う際のコーディネート役にあたることが期待されています。</p>	<p>○中立的な立場でのコーディネート○組織基盤の強化○人材育成○共に学ぶ○相談○協働の推進役を担う (患那市協働のまちづくり指針)</p> <p>○情報提供○人材育成○マネジメントの向上○主体間の仲介 (草津市市民協働推進計画)</p>
<p>市</p>	<p>■市は、積極的に情報提供を行うほか、市民にまちづくりへの参加の機会を提供するよう努めるものとする。 ■市は、協働のまちづくりを推進するため、組織を整備し、職員の意識改革に努めるものとする。 ■市は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、地域内分権を推進するよう努める。</p> <p>市は、住民自治をすすめるため積極的に市政情報を提供し、市民参加の機会を確保するものとします。また、協働のまちづくりを市域に広げるためには、市職員が率先して協働による取組みを推進するとともに、研修などの機会を通じ、意識改革を図っていかねばなりません。 そして、今まで以上に地域の実情の即したまちづくりを行っていただくため、権限と財源を地域に移譲できるよう、努めなければなりません。</p>	<p>▼市は、協働によるまちづくりを率先して推進するものとする。▼市は、協働によるまちづくりの推進のため、本市職員の意識、行政運営及び行政組織に関する改革に努めるものとする。▼市は、協働によるまちづくりの推進を図るため、公共的な課題に取り組む市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備に努めるものとする。▼市は、基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策（以下「協働施策」という。）を実施するよう努めるものとする。 (大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例)</p> <p>▼市は、施策の実施に当たっては、市民等の参画を得て事業を行うよう努めるものとする。▼市は、地域の身近な課題解決に当たっては、できる限り地域振興会等に委ねることを基本とする。▼市は、市職員の資質向上に努めるとともに、職員が、市民等と共に協働によるまちづくりを担うことを自覚し、その認識を深めるよう努めなければならない。 (射水市協働のまちづくり推進条例)</p> <p>○情報の提供・共有○環境の整備○参加機会の提供○人材の育成○職員の協働意識の醸成○協働の啓発○地域内分権の推進 (草津市協働のまちづくり指針)</p>